

防災対策

本市における防災対策について、次のような視点から質問が行われました。

【津波対策】

質問：時期や場所、避難人数などにより、避難計画は大きく変わってくる。夏場や正月など、さまざまなケースを考えたシミュレーションが必要ではないか。

市長：動画は、地域の方々の危機意識を高めるために有用なツールと考えている。今後、さまざまな手法について検討する中で考えていきたい。

質問：津波ハザードマップの改定に際しても、この考えに基づいた手法が必要になると思っており、専門家のアドバイスを参考に、地域特性を考慮した避

難方法を検討していきたい。質問：津波の危険性を認識してもらうためにも、シミュレーション動画をつくり、ホームページで見られるようにすることも必要だと考えるがいかがか。

市長：動画は、地域の方々の危機意識を高めるために有用なツールと考えている。今後、さまざまな手法について検討する中で考えていきたい。

質問：津波ハザードマップなどを多くの人が集まる場所に設置することも、防災意識の啓発に効果的であると考えるがどうか。

同部長：津波ハザードマップなどを掲示し、注意喚起することには啓発効果があると思う。今後、避難経路や避難方法を示す看板等を優先的に整備していく予定だ。

質問：東日本大震災以降、各自治体で防災計画の見直しが進む中、避難所運営の体験型訓練ができる、HUG(※)が注目を集めている。

本市でも、担当職員や教職員、さらには自治・町内会役員に体験してもらうべきと考えるがどうか。

8月に実施する研修会では、小・中学校の教職員を対象に、実際にHUGを用いて避難所運営の模擬体験を実施する予定であり、まずは実際に学び、体験することで、その活用について検討していきたい。

要と考えているが、HUGの活用により避難所運営の模擬体験をすることは、災害時における迅速な行動が身につく、また防災意識の向上などのメリットもある。

訓練手法の一つとして、専門家のアドバイスなども参考に検討していきたいと考えている。

教育長：教職員の有事への対応、防災教育に対する指導力の向上などの面で、HUGは有効な手法と考えている。

質問：津波ハザードマップなどを多くの人が集まる場所に設置することも、防災意識の啓発に効果的であると考えるがどうか。

同部長：津波ハザードマップなどを掲示し、注意喚起することには啓発効果があると思う。今後、避難経路や避難方法を示す看板等を優先的に整備していく予定だ。

質問：東日本大震災以降、各自治体で防災計画の見直しが進む中、避難所運営の体験型訓練ができる、HUG(※)が注目を集めている。

各委員会の 委員構成の変更

6月13日開会の本会議において、各常任委員会委員の所属変更が行われ、併せて、各

常任委員会等の委員長・副委員長が新たに選任されました。詳細は左表のとおりです。

常任委員会等の委員長・副委員長が新たに選任されました。詳細は左表のとおりです。

常任委員会等の委員長・副委員長が新たに選任されました。詳細は左表のとおりです。

委員 (◎委員長 ○副委員長)	
総務常任委員会	◎山田 直人 ○安川 健人 伊東 正博 中澤 克之 岡田 和則 高野 洋一 太田 治代
精進委員会	◎前川 綾子 ○久坂くにえ 石川 敦子 渡辺 隆 納所 輝次 小田嶋敏浩 高橋 浩司
観光厚生常任委員会	◎飯野 眞毅 ○長嶋 竜弘 千 一 西岡 幸子 渡邊昌一郎 三宅 真里 吉岡 和江
建設常任委員会	◎赤松 正博 ○池田 実 中村聡一郎 大石 和久 石川 寿美 松中 健治
議会運営委員会	◎池田 実 ○納所 輝次 飯野 眞毅 石川 敦子 高野 洋一 安川 健人 山田 直人 前川 綾子 吉岡 和江 石川 寿美
議会広報委員会	◎太田 治代 ○長嶋 竜弘 西岡 幸子 飯野 眞毅 久坂くにえ 渡邊昌一郎 小田嶋敏浩

※観光厚生常任委員会の所管であったこどもみらい部が文教常任委員会の所管となったことを受け、文教常任委員会は、教育こどもみらい常任委員会へと名称変更しました。

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求めることに関する意見書

アスベストを原因とすると思われる中皮腫や肺がんが死亡する事例が全国で報告され、アスベスト被害に対する国民の不安が高まっている中、現在でも建物の改修、解体に伴うアスベスト飛散により、労働者や住民に被害が拡大し続けている。中でも、建設業従事者に最大の被害者が生まれている。アスベスト使用用途の約8割が建築資材関係と推計されることや、他の先進国が1970年代後半からアスベスト使用量を急減させたこととは対照的に、日本では1990年代前半まで大量の消費を続けてきたことが、その背景にあると考えられる。建設業は重層下請け構造であり、また作業者が多くの現場に従事することから、労働災害に認定されることには困難性が伴う上に、多くの製造業で支給される企業独自の補償もない状況である。東日本大震災で発生した大量の瓦礫処理についても被害の拡大が心配されている。よって、国におかれては、建設業従事者のアスベスト被害者への早期救済を実施するとともに、被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、問題の早期の解決を図るよう要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月28日

鎌倉市議会

神奈川県最低賃金改定に関する意見書

今日厳しい経済情勢等による新規卒業も含めた正社員の採用減少や、雇用形態の多様化の名のもとに進められた労働者の非正規化等により、非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層が増大している。また非正規労働者にはみずから一家の大黒柱として生計を維持している層も拡大している。とりわけ、今後社会を支える若年層が安心・安定が確保された生活を営むことを可能とするためにも、最低賃金制度が果たす役割がますます大きくなっていくと考える。なお、この神奈川において最低賃金は生活保護費を下回っており、労働意欲に与える影響を看過することはできない。かかる状況を勘案しますと、今日ほど賃金のセーフティーネットの充実が求められているときはなく、最低賃金制度は賃金格差を是正するために必要不可欠な社会的セーフティーネットの一つである。真のセーフティーネットとして有効に機能させるためには、地域別最低賃金の改善、企業内最低賃金協定の締結拡大を進め特定最低賃金による事業の公正競争の確保、均等・均衡待遇が重要な課題であると考えられる。以上の観点から、国で次のとおり実施するよう求めるものである。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。とりわけ「同一価値労働同一賃金」の観点に立ち、フルタイム正規労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。また特定最低賃金の改定については大企業の組織労働者の賃金水準への接近を基本にその改定を図ること。
 - 2 最低賃金の改定にあたっては地方最低賃金審議会の自主性を尊重すること。
 - 3 最低賃金議論については、生活保護との整合性が明確にされたことから、早期に生活保護を下回らない「生活できる最低賃金」となるよう適切な対応を図ること。また、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月28日

鎌倉市議会

請願・陳情の 議決結果

【採択した請願・陳情】

◇岡本保育園の耐震強度確認と対策実施の早期化についての請願書

今年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと等、国に対し意見書を提出してほしいというもので、委員、本会議ともに総員により採択した。

◇神奈川県最低賃金改定に関する意見書提出についての陳情

今年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと等、国に対し意見書を提出してほしいというもので、委員、本会議ともに多数の賛成により採択した。

【採択しなかった陳情】

◇建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情

◇鎌倉市議会の議員数の削減についての陳情

◇市会議員11名削減についての陳情

◇議会議員の現状定数を維持するよう求める陳情

◇建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情

◇鎌倉市議会の議員数の削減についての陳情

◇市会議員11名削減についての陳情

◇議会議員の現状定数を維持するよう求める陳情

全員協議会

寄付の申出を受けた土地・建物等に関する取扱いについて

これらの財産の用途は、世界遺産ガイダンス施設及び(仮)鎌倉博物館の整備用地として活用する方向で検討・調整を進める予定です。寄付及び取得の内容は左表のとおりです。

寄付の内容			
①鎌倉市扇方谷一丁目26番14他 (一般財団法人所有)			
土地	3,252.00	建物	342.77
	3,089.78		267.56
②鎌倉市扇方谷一丁目26番89他 (企業所有)			
土地	2,225.44		
取得の内容			
③鎌倉市扇方谷一丁目26番27他 (個人所有)			
土地	6,785.24	建物	1,137.77

鎌倉市議会からのお知らせ

◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

◇請願・陳情の出し方
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局 議事調査担当までお問い合わせください。

請願と陳情の違い…請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査、期限を過ぎての提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当

電話：0467-23-3000 内線2448
FAX：0467-23-5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp